平成２２年（フ）第５４９号
北九州市八幡西区楠橋上方１丁目10番８号
債務者　太田　英雄
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５５０号
北九州市小倉南区春ケ丘２番８号
債務者　河野　幸子（旧姓五反田）
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５５１号
北九州市小倉北区弁天町14番６号
債務者　久我　秀美
1　決定年月日時　平成22年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６４号
北九州市小倉北区霧ケ丘１丁目11番20号
債務者　阿部　豊宏
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第５６６号
北九州市小倉北区京町２丁目１番19号
債務者　青木　誠悟
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２号
福島県本宮市関下字仲之内37番地
債務者　蒲生かおり
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
福島県安達郡大玉村大山字大畑154番地６
債務者　橋本千枝子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
福島県郡山市富久山町久保田字宮田８番地
ハイツリーブ105号
債務者　関　　利夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１３８号
福島県郡山市大槻町字小山田前12番地　市営住宅１－４－17－22
債務者　柳沼　正晃
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第１４０号
福島県郡山市昭和１丁目５番15号　アパルト昭和201号
債務者　宗像みどり
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
兵庫県三田市乙原1448番地６、従前の住所愛媛県伊予市湊町362番地２
債務者　森居皇太郎
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５９４号
神戸市灘区大石東町５丁目１番６―204号、従前の住所堺市堺区三宝町５丁277番地
債務者　宮城みち枝
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６４１号
兵庫県三田市武庫が丘４丁目９番地　グリーンハイツ４棟202号
債務者　浦川　知見
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０３号
兵庫県三木市大塚２丁目３番48号
債務者　中島　光二
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７０４号
兵庫県三木市大塚２丁目３番48号
債務者　中島美津子
1　決定年月日時　平成22年６月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５４号
山口県岩国市御庄３丁目121番地３
債務者　冨岡　勇樹
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第５９号
山口県岩国市通津546番地
債務者　杉中　保夫
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第６０号
山口県岩国市麻里布町６丁目９番28号　松尾ビル201
債務者　森本　智子
1　決定年月日時　平成22年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月13日まで
山口地方裁判所岩国支部

第明治三二十種郵便物認可